

OES 大槻電気通信株式会社

秘密情報管理要領

1. 目的

本要領は、大槻電気通信株式会社（以下、「当社」という。）と共同で業務をおこなう委託業者が遵守すべき秘密情報の管理の要領を定めるものである。

2. 適用範囲

本要領は、当社と共同で業務をおこなう委託業者（以下、「貴社」という。）が、当社が取得した秘密情報を取り扱う場合に適用する。

3. 用語

本要領において使用する文言の意味は、秘密保持契約書（以下、「NDA」という。）において定義するところに従うものとする。

4. 安全管理措置

- 1) 貴社は、秘密情報の漏洩等の防止その他秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 2) 貴社は本契約上の債務の履行に必要な場合(データのバックアップ等を含む。)を除き、秘密情報を複製しないものとする。

5. 従業員に対する監督

- 1) 貴社は、秘密情報の取り扱いに関し責任を有する者(以下「情報取扱責任者」という。)を、貴社従業員より選任するものとする。
- 2) 貴社は、本件情報を取り扱う従業員を必要な範囲に制限しなければならず、当該従業員以外の者が本件情報にアクセスできないよう必要な措置を設けるものとする。
- 3) 貴社の情報取扱責任者は、本件秘密情報を取り扱う貴社の従業員に対し、NDA及び本要領の内容を周知徹底させるものとする。

6. 個人情報保護法等の遵守

貴社は、秘密情報を取り扱うにあたり、以下に定める諸法令等を遵守するものとする。

個人情報の保護に関する法律(改正された場合には改正後のものを含む。以下において「個人情報保護法」という。)

個人情報の保護に関する法律施行令(改正された場合には改正後のものを含む。)

個人情報保護法に関連する法令等で、貴社または当社に適用される法令等(改正された場合には改正後

のものを含む。)

個人情報保護法に関し主務大臣が定めたガイドラインで、当社または貴社に適用されるもの。

個人情報保護法 43 条に基づく個人情報保護指針で当社または貴社に適用されるもの。

当社または貴社が所属する団体が定めた情報の取り扱いに関する自主ルール。

7. 情報漏洩等の生じた際の協力

- 1) 本件情報が漏洩等した場合(漏洩等の疑いが生じた場合をも含む。以下において同じ。)
には、貴社は、当社の求めに従いその漏洩等の有無、漏洩等の原因及び漏洩等に関与した者の特定その他に必要な一切の作業に協力しなくてはならない。
- 2) 本件情報が漏洩等した場合には、当社は当社の内規に従い、対応・措置を速やかに講じるものとする。

8. 再委託

- 1) 貴社は、当社から委託された業務について、他の業者に再委託することはできない。ただし、事前に当社が承認した場合は、この限りではない。
- 2) 貴社は、当社が、必要に応じて随時、報告事項に関する事項その他本契約に関する事項を確認するため、再委託先に立ち入り検査を行なうことにつき当該再委託先に承諾させるものとする。

9. 文書の取扱い

- 1) 紙資料・FAX・電子メール・メディア等、当社から提供を受けた文書(連絡文・打合せ記録・作業指示書等)で個人情報が記載されているものには、当該資料が個人情報である事を明記している。具体的には Save The Privacy! のゴム印とデート印(日付印)の双方を押印し、当該資料が「個人情報である事」「発行した日付」「担当者名」を明示している。ただし、明確にする事が目的なので、「取扱注意」等、当該資料が個人情報である旨を手書き等で記載してある場合も、NDA に基づいた文書であり、当社の承認なしに複製したり、他に提供してはならない。

(例)

Save The Privacy!



- 2) NDA に基づいた文書は、当該委託業務終了と同時に、完全に廃棄することとする。

以上